

平成 22 年第 2 回糸魚川市議会定例会会議録 第 1 号

平成 22 年 3 月 1 日（月曜日）

議事日程第 1 号

平成 22 年 3 月 1 日（月曜日）

午前 10 時 00 分 開議

- | | |
|--------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 所管事項調査について |
| 日程第 4 | 議案第 44 号 |
| 日程第 5 | 議案第 45 号から同第 55 号まで |
| 日程第 6 | 議案第 56 号及び同第 57 号 |
| 日程第 7 | 議案第 21 号及び同第 32 号 |
| 日程第 8 | 議案第 4 号から同第 12 号まで、議案第 22 号から同第 24 号まで、
案第 37 号及び同第 38 号 |
| 日程第 9 | 議案第 13 号、議案第 14 号、議案第 25 号、
議案第 26 号及び議案第 39 号から同第 43 号まで |
| 日程第 10 | 議案第 15 号から同第 20 号まで、議案第 27 号から同第 31 号まで
及び議案第 34 号から同第 36 号まで |
| 日程第 11 | 議案第 33 号 |
| 日程第 12 | 請願第 1 号から同第 3 号及び陳情第 2 号 |
| 日程第 13 | 発議第 1 号 |

+

本日の会議に付した事件

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 所管事項調査について |
| 日程第 4 | 議案第 44 号 |
| 日程第 5 | 議案第 45 号から同第 55 号まで |
| 日程第 6 | 議案第 56 号及び同第 57 号 |
| 日程第 7 | 議案第 21 号及び同第 32 号 |
| 日程第 8 | 議案第 4 号から同第 12 号まで、議案第 22 号から同第 24 号まで、
議案第 37 号及び同第 38 号 |
| 日程第 9 | 議案第 13 号、議案第 14 号、議案第 25 号、 |

議案第 2 6 号及び議案第 3 9 号から同第 4 3 号まで

日程第10 議案第 1 5 号から同第 2 0 号まで、議案第 2 7 号から同第 3 1 号まで
及び議案第 3 4 号から同第 3 6 号まで

日程第11 議案第 3 3 号

日程第12 請願第 1 号から同第 3 号及び陳情第 2 号

日程第13 発議第 1 号

応招議員 2 6 名

出席議員 2 6 名

1 番	甲 村	聰 君	2 番	保 坂	悟 君
3 番	斉 木	勇 君	4 番	渡 辺	重 雄 君
5 番	倉 又	稔 君	6 番	後 藤	善 和 君
7 番	田 中	立 一 君	8 番	古 川	昇 君
9 番	久 保 田	長 門 君	1 0 番	保 坂	良 一 君
1 1 番	中 村	実 君	1 2 番	大 滝	豊 君
1 3 番	伊 藤	文 博 君	1 4 番	田 原	実 君
1 5 番	吉 岡	静 夫 君	1 6 番	池 田	達 夫 君
1 7 番	古 畑	浩 一 君	1 8 番	五 十 嵐	健 一 郎 君
1 9 番	高 澤	公 君	2 0 番	樋 口	英 一 君
2 1 番	松 尾	徹 郎 君	2 2 番	野 本	信 行 君
2 3 番	斉 藤	伸 一 君	2 4 番	伊 井 澤	一 郎 君
2 5 番	鈴 木	勢 子 君	2 6 番	新 保	峰 孝 君

欠席議員 0 名

説明のため出席した者の職氏名

市 長	米 田 徹 君	副 市 長	本 間 政 一 君
総務企画部長	織 田 義 夫 君	市民生活部長	小 掠 裕 樹 君
建設産業部長	深 見 和 之 君	会計管理 会 計 課 長	山 崎 利 行 君
総務企画部次長	田 鹿 茂 樹 君	企画財政課長	吉 岡 正 史 君
総務課長			
能生事務所長	池 亀 郁 雄 君	青海事務所長	七 沢 正 明 君
市民課長	金 平 美 鈴 君	福祉事務所長	結 城 一 也 君

市民生活部次長	小林	忠君	商工観光課長	金子	裕彦君
健康増進課長					
建設産業部次長	早水	隆君	建設課長	金子	晴彦君
農林水産課長					
新幹線推進課長	小林	強君	ガス水道局長	山崎	弘易君
消防長	山口	明君	教育長	竹田	正光君
教育委員会教育次長	渡辺	辰夫君	教育委員会学校教育課長	渡辺	千一君
教育総務課長					
教育委員会生涯学習課長			教育委員会文化振興課長		
中央公民館長兼務	扇山	和博君	歴史民俗資料館長兼務	村井	康君
市民図書館長兼務			長者ヶ原考古館長兼務		
勤労青少年ホーム館長兼務					
監査委員事務局長	久保田	幸利君			

事務局出席職員

局長	神喰	重信君	次長	猪又	功君
主任主査	松木	靖君			

午前１０時００分 開議

+

○議長（倉又 稔君）

おはようございます。

これより平成２２年第２回糸魚川市議会定例会を開会いたします。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（倉又 稔君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、１３番、伊藤文博議員、２４番、伊井澤一郎議員を指名いたします。

日程第２．会期の決定

○議長（倉又 稔君）

日程第２、会期の決定を議題といたします。

会期については、去る２月２２日に議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

高澤 公議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

高澤委員長。〔１９番 高澤 公君登壇〕

○１９番（高澤 公君）

おはようございます。

議会運営委員会報告を行います。

昨年１２月２２日、及び本年２月２２日、議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告をいたします。

本日招集されました平成２２年第２回市議会定例会に提出されます議案は、お手元に配付されております議案書のとおり、条例の制定及び改廃が１７件、平成２２年度当初予算が１４件、平成２１年度補正予算が１１件、人事案件が１件、その他１２件、ほかに諮問案件として、人権擁護委員候補者の推薦について２件の計５７件であります。

このうち議案第２１号の新潟県市町村統合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、及び議案第３２号、新潟県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については本日、議案第５８号の教育委員会委員の任命について、諮問第１号及び諮問第２号の人権擁護委員候補者の推薦については最終日に、それぞれ委員会の付託を省略し、即決にてご審議いただき、議案第４４号から同第５７号までの平成２２年度の当初予算議案につきましては申し合わせにより、議長を除く２５名の議員で構成する予算審査特別委員会を設置の上、ご審査いただくこととし、その他の議案については、それぞれ所管の常任委員会に付託の上、ご審査願いたいことで委員会の意見の一致をみております。

次に、追加議案についてであります。追加議案は情報基盤整備工事にかかわる議案第５９号の契約の締結についてでありまして、今後、所定の手続が順調に進めば、３月１１日の本会議、一般質問終了後に追加提案し、所管の常任委員会に付託の上、ご審査願いたいことで委員会の意見の一致をみております。

また、会期につきましては、本日３月１日より３月２６日までの２６日間とすることで、委員会の意見の一致をみております。

日程につきましては、お手元配付の日程表をごらんください。

次に、議員発議として、発議第１号、糸魚川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてが、所定の手続を経て提出されました。これを本日の本会議の日程事項とし、委員会付託を省略し、即決にてご審査いただきたいことで、委員会の意見の一致をみております。

次に、昨年１２月２２日開催の議会運営委員会において、議会運営に関する３点について委員会の意見の一致をみておりますので、ご報告申し上げます。

まず、１点目は、機構改革に伴う委員会条例の改正についてであります。昨年の１２月定例会において糸魚川市行政組織条例の一部を改正する条例が可決されたことに伴いまして、本年４月１日から各部の名称が変わり、分掌事務の一部に部を越えて移管されるものが出てくることから、この対応について協議を行っております。

その結果、現在の各常任委員会は２年間の任期の途中であることなどから、今回の組織機構の見

直しにより発生する部を越えて移管される分掌事務については、これによる委員会の所管の変更はせず、現時点において移管先の部を所管している常任委員会において処理することで、委員会の意見の一致をみております。

このことから、本日、常任委員会の所管の部の名称などの改正を行う委員会条例の一部を改正する条例を、発議することにいたしております。

次に、議員報酬についてであります。このことにつきましては、昨年の予算審査特別委員会において、糸魚川市特別職報酬等審議会の審査内容について多くの意見が交わされたことを踏まえ、議会運営委員会におきまして、この対応について検討をいたしております。

協議の結果、本年度同審議会が開催される場合において、市議会議員の活動状況や議会を取り巻く現状などを審議委員の皆様から十分理解していただく上で、議員報酬についてご審議いただきたいことから、市長に対し審議会への諮問に際しては、これらのことについて十分配慮をいただくよう要請することで、委員会の意見の一致をみております。

このことにより、本日、写しを配付させていただいておりますが、1月13日に議長から市長に、文書により直接お願いをいたしております。

3点目といたしまして、一般質問の発言通告書の提出時間の変更についてご報告をいたします。

現在、一般質問の発言通告書は、本会議初日の午前8時30分から午後5時までに、議長に提出することとすることになっておりますが、この通告時間の設定では、議長において通告内容について十分審査、確認する時間的な余裕がない中で、通告書の写しを行政側に送らざるを得ない状況でありました。

このことから、議長において通告内容について精査、確認を十分行う時間を確保するため、一般質問の発言通告書は、本会議初日の前日、この日が休日に当たる場合は、この直前の職員の勤務を要する日の8時30分から午後5時まで、及び本会議初日の午前8時30分から午後3時までに議長に提出することとすることで、委員会の意見の一致をみております。

なお、このことにより、一般質問の順序、及び発言通告書受付開始時刻前に参集した通告議員の取り扱いについての変更はございません。この取り扱いにつきましては、6月定例会から実施することといたしておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

すみません。少し説明が落ちたところがございます。

請願、陳情の取り扱いについてであります。本日までに請願3件が及び陳情1件が受理されております。このうち請願第1号、最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める請願、請願第2号、労働者派遣法の早期抜本改正を求める請願、及び陳情第2号、土地改良事業予算の確保に関する陳情は建設産業常任委員会に、請願第3号、350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書採択の請願は市民厚生常任委員会へ付託の上、審査願うことで、委員会の意見の一致をみております。

次に、委員長報告であります。総務文教、建設産業及び市民厚生3常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の所管事項調査について委員長報告をしたい旨の申し出があり、本日の日程事項とすることで、委員会の意見の一致をみております。

以上でございます。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

鈴木勢子議員。

○25番（鈴木勢子君）

議会運営委員会の12月22日についての3点の報告がございましたが、このうちの2点についてお尋ねいたします。

まず、市の機構改革、組織改革に伴うことについてであります。常任委員会の任期は2年あります。ここに参集している議員は、昨年4月の改選で新たに議席を得て、それぞれの3つの常任委員会へ希望いたしました。平成21年度には、所管の委員会の職務を進めてきたところでありますが、2年間の中の1年という中で所管の委員会を。つまり、ざっくりばらんに言いますと、自分が市政の中で希望する、私はこれをやりたい、子育て支援をやりたい、環境問題をやりたいとか、さまざまな中で、それぞれ配置されたものと私は受けとめておりますが、ここで大きく変わるということは、非常にそれぞれの議員にとって不満も生じるのではないかと思うんです。

そこで議会運営委員会として、議会全体の運営にかかわることではありますが、私もこの22日は傍聴しておりますけれども、それぞれの無所属の会派も含めて総合的に意見を集約して、このような報告に至ったのかどうかという、これが1点目。

それから、一般質問の通告でもありますが、これは今までの平成17年の合併以後、5年間進めてきた方法と違って来るものでありますが、これもある意味での議員全体のそれぞれの活動にかかわることですので、私はもう少し意見を、一人会派を含めて聞いてほしかったんですが、このような機会を持たなかったということは、何かその背景があるのかどうか。まず、この2点についてお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

高澤委員長。〔19番 高澤 公君登壇〕

○19番（高澤 公君）

まず、1点目の問題についてお答えをいたします。

これは市の行政が機構を変革していくことでありまして、議会が望んで変えたことではないことであります。それに対応することございまして、次年度には、またそれぞれ所属の委員会が変わるというふうに思います。その間、これは勉強したいから、その委員会に行くというのは十分わかりますが、委員会に所属していなくても傍聴なりなんなりで、いろいろ勉強する機会はあると思いますので、次回の変更まで待っていただきたい。特段、皆さんの意見を集約して、そのように議会運営委員会で諮ったわけではございませんが、行政の機構改革による変更に伴ってそうなっていったということでございます。

一般質問の問題につきましては、先ほど説明したように一番大きな理由としては、皆さんの一般質問の意見を議長がよく理解をして、集約するというところでございますので、その時間が欲しいと

いうことでございます。そのように進めていただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

鈴木勢子議員。

○25番（鈴木勢子君）

まず、2点目の一般質問の件であります。議長が一般質問を通告する内容を、しっかりと把握したいがために時間が足りないから、日程を変更するという、それが主たる理由と今説明があったと思うんですが、それに変わりはありませんか。

それから1点目の任期についてであります。確かに3つの常任委員会を越えて傍聴もできます。議会運営委員会として、こういうふうに至るに当たって、特段全議員の意見を聞く必要がないということだったかと思いますが、その勉強という観点ではなくて。傍聴はできます。発言もその他の休憩のときにできます。ただし記録には残りません。勉強ではなくて、議会機能のチェック機能を高めるというところでは、傍聴のところで勉強なり発言ではなくて、その委員会に参画をして、参画ということは、つまり市政に参画するということでありまして、そういうチェック機能を高めるということでは、私は非常にこれは重要なことだと思います。

これまでも3つの委員会単位で分けて所管の各課を分けておりますが、同じ1つの課でも、2つの委員会にまたがることもありまして。必ずしも1つの課が、1つの委員会ということではなかったかと思うんですが、この点についても、私は十分に全員の意見を集約して進めてほしかったなという思い。これはまさに議会機能をお互いに高めていまいしょうと、勉強という観点ではありませんので、あえてこの場で聞いた次第です。

以上。

○議長（倉又 稔君）

ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月26日までの26日間とし、委員長報告のとおり進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月26日までの26日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしましたとおりでありますので、ご承知願います。

日程第3．所管事項調査について

○議長（倉又 稔君）

日程第3、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については閉会中、総務文教常任委員会、建設産業常任委員会及び市民厚生常任委員会が開かれ調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

大滝 豊総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔12番 大滝 豊君登壇〕

○12番（大滝 豊君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、閉会中の2月1日に、

1、柵口温泉施設権現荘について

2、教育委員会関係施設整備について

(1) 糸魚川東小学校耐震補強・大規模改修工事について

(2) 能生生涯学習センターについて

3、行政改革について

(1) 組織機構について

(2) 成果の概要と重点事項について

4、総合計画中期プランの策定について

の所管事項調査を行っておりますので、結果につきましてご報告いたします。

(1) 柵口温泉施設権現荘については、昨年12月10日の委員会の際に、権現荘経営の健全化に向けての（改革案）が示されました。課題解決の方向として、採算性を高め今後の施設更新費用を抑えるため、集客力に見合った施設規模に縮小し、平成23年度からは指定管理に移行するよう準備を進めたいということであり、隣接する柵口温泉センターについては、今後、閉鎖の方向で検討していくとの方針案の報告がありました。

これを受けて、柵口温泉施設の柵口温泉権現荘、柵口温泉センター、都市交流促進センターの3施設の現地調査と、机上調査を行っております。

柵口温泉権現荘の経営改革実施計画が提示され、主な経営改革実施計画としては、1点目、売り上げアップのための改善策として旅行代理店の導入や新館、別館の畳の入れ替え、別館、新館宴会場や脱衣室のシャワートイレ化、新館客室に給湯設備の設置、非常用電灯の修繕など設備の充実を図る。

2点目は、施設の更新費用や維持経費を削減するための改善策として、

施設更新費用と赤字補てん削減のため、権現荘温泉センターを閉鎖し、日帰り温泉客の受け入れは権現荘に一本化する。

温泉センターの利用客に迷惑をかけないようにするため、権現荘の日帰り料金を温泉センター並みに減額する。

地域で銭湯がわりに利用いただいているお客様には、権現荘を1回400円程度で利用でき

る回数券を発行し、利便性を図っていく。

閉鎖後の柵口温泉センターの利用については、地域との協議の中で、方向性を出していきたい。

設備更新費用の削減のため、旧上能生小学校校舎（通称本館）での、宿泊客の受け入れを休止する。

人件費コストを削減し、営業体制を強化する。

平成 23 年度から指定管理に移行するため、条例改正等の必要な準備を整える。

柵口温泉権現荘は糸魚川市の観光拠点として、市民の憩いの場、健康づくり施設として、大切な施設である。

今後も地域振興、地域活性化のために、この施設を存続していくための改革案であるとの説明が行われた。

最後に、地元との協議状況及び、今後の協議予定が報告された後、質疑に入りました。

主な質疑内容をご報告いたします。

委員から、23 年度に指定管理を予定している施設はどことどこなのか。指定管理者制度が導入できた場合の管理運営はどうなるのか。

また、温泉センター及び都市交流促進センターは、地域住民の健康増進施設及びコミュニティ施設として位置づけ、向こう 3 年間をめどに管理運営を地元等へ移管することも含め検討するとあるが、なぜ温泉センターが閉鎖なのかとの問いに、温泉センターを閉鎖した段階で、権現荘と都市交流促進センターを一体的に指定管理とすることを想定している。

柵口温泉には権現荘、温泉センターと都市交流促進センターの 3 施設があるが、いずれも経営状態は思わしくない。

温泉センターについては地元の健康増進、あるいは地元の方の憩いの場として利用してきたわけであるが、老朽化に伴い、これ以上設備等を維持管理するにも費用がかかり、経営上も非常に厳しいことから、温泉センターは廃止をしたいという考えである。

権現荘については、指定管理者制度を 23 年度 1 年をかけて検討をして、どういう方法で公募していくのか。あるいは、どのような形で進めるかは今後の内容にさせていただき、一般公募するのがよいのか。あるいは特定な募集をして、全国にやればよいのか検討する中で、指定管理に向けていきたいという考えである。

当然、指定管理にしたから、市から 100% 手が離れるという状況の施設ではないと思っている。ある程度のものは市としても条件をつけ支援をする中で、指定管理を受けた方に全面的に頼んでいきたいという考えである。

都市交流促進センターについては有料ではなくて、無料で入館できる施設であるので、指定管理にしてもだれも受け手はないわけである。

ただ、そこだけを残しては、なかなか管理上困ることから、権現荘と一体として指定管理の方に移行していきたいという考えである。

今の時点では、温泉センターを何とか早い時期に取りやめをして、22 年度から権現荘の方に、その機能を集約したいという考えである。

権現荘の管理運営を指定管理者制度に移行した場合は、市が施設の所有者として大規模改善については経費を出す、実際の経営に関する収支については、民間事業者から責任を持ってやっても

らいたい。

経営が苦しくなったからといって、全面的に市が面倒を見るというようなものではなくて、経営の収支については指定管理者が責任を取るような形で、指定管理者制度へ移行したいと考えている。当然、できるかどうかはこれからであるが、そういった方向性でやっていきたいとの答弁がありました。

委員から、権現荘本館は老朽化が激しく、虫やすき間風が入り、トラブルやクレームがあるとの説明であったが、本館を閉鎖しなければ指定管理者も見つからないという考えかの問いに、支配人としては、新しいロビーをつくってもらうのが一番よいと思っていて、駐車場から見るとフロント玄関の上に古い建物があり、その奥に新しい建物があるが、それが見えないことから、許されるなら本館を取り壊して、フロントの上くらいは新しいものにしてもらいたいとの答弁がありました。

権現荘施設改修計画案では、今後2、3億円で改善を行わなければ維持や集客ができない。支配人は改善を行えば指定管理者は見つかると考えているが、行政としてどう対応していくのかの問いに、支配人に全面的にお願いをして、この経営改善に取り組んでもらっている。その中で、今回のような改善案が出ているわけである。十分に意見を聞きながら、一方では市民の声も聞かなければならない。次のステップに進むには、どういう方法が一番よいのかということをも十分話をしながら、進めて行きたいとの答弁がありました。

佐渡市では行政改革の一環で、公営の健康保健センター等、入浴施設4施設を民間に無償譲渡する方針を決め取り組んでいるし、住民説明にも入ったとの新聞報道があった。

浴場など施設一式を無償譲渡、土地も無償貸与、また事業を5年間継続することを条件に、譲渡後3年間は、固定資産税などを市で補助するとのことである。同じ新潟県で、知恵を絞ってやっているよい事例がある。

権現荘の方は、今度は指定管理者に任せればよい。そういう問題ではなく、知恵を絞って同じ新潟県の中でも、こういった取り組みをしているところがあれば情報収集しながら、もっとよい方法がないのかということを検討すべきではないかとの問いに、1月20日の新潟日報での佐渡の4施設に関する記事については読んでいる。民間に無償譲渡する方針ということであるが、無償譲渡ができるなら本市としてもしたい。これだけ老朽化している権現荘施設を、ただであげますと言っても、なかなか受け入れる業者はないのではないかと。

当面は、指定管理者ということで、ある程度の修繕なり大規模修繕等を市が負担する方が、なり手が多いのではないかと。とりあえず、指定管理者制度ということである。当然ながら無償譲渡でよいという業者があれば、ぜひともお願いしたいと考えている。佐渡の4施設についても、今後、勉強させてもらいたいとの答弁がありました。

また、柵口温泉センターは3月で閉鎖するのか、方針を変更できないのか、地元で反対が起こらないのかの問いに、地元としては、この温泉センターの閉鎖ということは残念なことである。しかしながら、今後の権現荘の経営を考えたときに、多額な維持管理費がかかる。施設を運営する市として、権現荘全体の今後の経営のあり方を検討した結果、一本化にしたいということをも地元の方々に説明することによって理解をいただくことに努めるしかない。いろいろな反対意見が出ると思うが、市としての方針は今回提言したとおりである。今までの地元説明が十分だったとは決して思っていない。これから地元の関係機関、あるいは住民説明ということで理解をいただくまで説明を続

けたい。

温泉センターについては過去ずっと赤字で、経営の収支を悪くしている原因であることから、温泉センターをまず閉鎖したい。それから権現荘の本館についても、宿泊客を休止するということがある。その上で人件費の削減を行い、運営体制を抜本的に改善する。権現荘を平成23年度から指定管理へ移行する。そういったことを踏まえて、一つ一つ整理したいとの答弁がありました。

委員からは、都市交流促進センター及び権現荘の施設が古いだけに、修理の必要なところは修理し、指定管理制度に移行、あるいは民間に譲渡しなければ引き受け手がない。都市交流促進センターでは、2階の雪崩資料館は展示機材が故障だらけで、ジオパーク等でせっかく観光客が来ても、糸魚川市は何なんだということになる。

施設の改善費は、どのくらいかかるのか把握しているのかの問いに、雪崩資料館展示施設の記録映像機器等でおよそ100万円。裏側、北側、西側の外壁改修工事で500万円、総額600万円を24年度の改修計画としているとの答弁がありました。

委員からは、ジオパークが既に進行しているのに、2年後、3年後の改善では済まされないと思うがとの問いに、認識を改め、できるだけ早く改修工事を行いたいとの答弁がありました。

そのほかにも委員から活発な質疑や意見、要望がありました。

委員会として、柵口温泉権現荘経営改革実施計画の実施に当たっては、指定管理の条件整備を十分に検討してから行ってもらいたい。柵口温泉センターの閉鎖については、今後も地元及び利用者への情報の提供と、説明責任を十分に果たしながら取り組みを行っていただきたい。このことを市行政に強く要望し、継続して調査を行っていくことといたしました。

次に、行政改革について。

(2) 成果の概要と重点事項については、委員から、公民館体制の基本方針案はいつごろできるのかの問いに、今答申をいただいて、糸魚川市としての基本方針案をまとめたいということで、公民館長等と会議を開きながら精力的に話を進めている。

特に青海地域については、5から7館という答申をいただいている。当然、ここらについてある程度方向を出さないと、なかなか全体計画がつかれないということで、青海地域の公民館連絡協議会等と協議を進めている。方向が出た段階で大枠の市の方針案というのを出して、地域の意見をいただくという場を設定していきたい。当然、その段階で、パブリックコメント等も予定したい。何とか3月の議会、委員会で、ある程度方向性を話すことができるように取りまとめをしていきたいとの答弁がありました。

次に、総合計画中期プランの策定については、委員から、実質公債費比率の関係で、標準財政規模が小さくなれば、実質公債費比率が上がるということも考えられる。その辺の考え方を教えてもらいたいとの問いに、この中期プランの財政計画では、借金残高が一番多いのが平成24年である。ところが実質公債費比率は、そのときはまだ低くて、それ以降、27、28、29年度までだんだん高くなっている。

普通であると、借金残高が多いときではないかということであるが、分母となる標準財政規模、これは市の税収、交付税、臨時財政対策債によって左右されるわけで、その辺の収入が、市税を含めて地方交付税、臨時財政対策債も24年度以降だんだん減ってくると推計している。

税収の方も少子・高齢化ということで、納税者が少なくなる。その辺も数字的には厳しく把握し

ている。

交付税については、２７年から合併特例の算定がえがなくなる。したがって、交付税は十数％、段階的に下がってくるようになる。そうすると、借金残高が減っても交付税が減ってくる。標準財政規模が、分母が小さくなると実質公債費比率が上がってくる。その辺を注意しなければならない。

２７年以降、借金残高が減っても、実質公債費比率が上がってくる。人口減少も含めて、そういうことが推計される。このため、毎年、実質公債費比率を推計しながら、その都度、健全財政にすべく行っていかなければならない。そういったことを踏まえて、今回は中期プランであるが、実質公債費比率についてもう数年先まで見通したものを、今つくろうということで考えている。

また、本市では、この実質公債費比率が２３％に近くなるという状況を踏まえて、おおむねリニューアルか改築かで悩んだものは、改築ではなくリニューアルということにしている。これは、やはり財政上、手堅く見なければならぬということで、２５年度、２６年度でどうするかという大きな事業については、リニューアルということで今判断をして中期プランをつくったものである。毎年、こういうふうな実質公債費比率の推計をしてみて、非常によいということになれば状況は変わるが、今の時点ではこういう状況なので、リニューアルということで決めさせてもらった。

各施設では、非常に不満な施設も出るのではないかと考えているが、大局的には、このような考え方で編成したとの答弁がありました。

ほかにも多くの質疑や意見はありましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上で、総務文教常任委員会、閉会中の所管事項調査報告を終わります。

大変申しわけございません。先ほど権現荘について指定管理者制度を「２３年度」と言ってしまったものを、「２２年度」１年をかけてというふうに訂正をさせていただきたいと思います。改めておわび申し上げます。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

久保田長門議員。

○９番（久保田長門君）

委員長にお尋ねいたします。

権現荘と、特に柵口温泉センターの件についてお伺いいたします。

今回の委員長の報告のとおり、委員会においても十分に柵口温泉センターの廃止については、住民の同意を得てから廃止する方向とありましたが、たまたま住民の方から、住民としてはマスコミ報道が先にあって、当然、委員会として能生地区においても上能生区長会で同意したことでない。説明は聞いたということだと理解している。また、３月に閉鎖するのは少し早いと思う。地域住民の意見を十分に聞いていただきたい。このような声が地域審議会に上がっておりますが、委員会において委員の中からも委員長報告のとおり、十分に地域住民に説明してから方向性を示すということですけど、委員会の中で当日、当然本日もマスコミがおられますけど、マスコミが先に、委員会の次の日にマスコミ報道がありましたけど、そのことにおいて再度委員長として、マスコミに対し

て取り扱い注意とか、そのようなことの話し合いがあったか、お伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔１２番 大滝 豊君登壇〕

○１２番（大滝 豊君）

今の質問に対してお答えをいたします。

この案件に対しましては、平成１７年度からの委員会、あるいは行政改革特別委員会等で審査があったということは、本日の議員の皆様方もご承知のとおりと思います。

当委員会におきましては、それを踏まえて、温泉センターに対しまして調査させていただいたわけですが、その件に関しまして報道がどうだというような話は、一切私たちの委員会のほうからは申し上げませんでした。別に報道を規制するようなことも、あってはならないかというふうに認識をしております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

久保田議員。

○９番（久保田長門君）

委員長報告では、マスコミに対して規制はできないと。しかし今回の案件においては、私はっきり申しますけど、このようなことの引き回しが少し順番を間違えたために、住民の方から、閉鎖にはやぶさかでないけど、説明をお聞きすれば厳しい状況があるのはわかりますけど、委員会と住民の取り方はまた違いますので、そこら辺の配慮をひとつお願いいたしまして、私の質疑とさせていただきます。

○議長（倉又 稔君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、古畑浩一建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑委員長。〔１７番 古畑浩一君登壇〕

○１７番（古畑浩一君）

おはようございます。

それでは、これより建設産業常任委員会委員長報告を行わせていただきます。

去る平成22年2月16日午後1時30分より、第1委員会室におきまして委員会を開催し、所管事項調査を行っておりますので、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

所管事項調査におきましては、

- (1) 下水道事業について、
- (2) 農林水産業の振興と整備について、
- (3) 観光振興について、

調査を行っております。

下水道事業につきましては、平成20年度に管理状況の不備が指摘され、昨年3月議会の建設産業常任委員会の所管事項調査にもなりました能生地域集落排水運転維持管理委託業務について、21年度は民間業者との委託業務を結ばず、有資格者を市の臨時職員として採用し、直営により維持管理されてきたものでありますが、22年度からの業者委託を検討するに当たり、反省を踏まえ、再発防止のため適切な維持管理を行うために、施設の実態に合わせた委託内容の見直しを図りたいというものであります。

具体的な見直しとして、発生形態については、処理場維持管理、汚泥運搬処理、マンホールポンプ維持管理を一体の契約として、能生地域、青海地域の2つの地域に分けた地域ごとの契約とするものであります。もともと処理場の水質管理と汚泥処理が密接な関係にあることから、これらを一体的な契約とし、水質管理基準や汚泥管理基準を設けることで、高度な運転技術を要求するものであります。

また、市が今年度1年間直営で管理した経験に基づき、水質や汚泥の管理基準についても法令によるものに加え、市独自の基準を設けて管理することとし、その基準を超えて悪化した場合の水質改善にかかる費用と、発生予定量を超過した場合の汚泥処理は、受託者の負担として処理することで、適正な維持管理を図るものであります。

委員からは、自然発生的にやむを得ない場合でも、予定量をオーバーした場合に受託者負担とするのかといった疑問もありましたが、流入量の急激な変化があまり想定されない中で、汚泥量がふえるとすれば、それは受託者の管理責任に帰すものであろうということから、受託者負担の考え方としているとの答弁がありました。

また入札業者の問題につきましても、勤務者要件に3年以上の実務経験者などの強化対策を盛り込むことで見直しが図られております。

契約につきましては、22年度は1年契約にする予定であるが、23年度以降は長期継続契約とすることで、受託者も高度な技術の習得が可能となり、よりきれいな処理水を流すことができると考えているとの説明がありました。

委員からは、水質基準と汚泥管理基準の数値を委員会へも提出し、市の管理体制をしっかりとるよう強く要望がされております。

このほかにも質疑がございましたが、特段報告する事項はございません。

次に、農林水産業の振興と整備についてであります。本協議題に入る前に、担当部長から、上越漁協のベニズワイガニ漁船が県漁業調整規則違反容疑で上越海上保安署から捜査を受けた事案に

ついて報告がございました。これは上越漁協所属のベニズワイガニ漁船 1 隻が、県漁業調整規則に定められている 3 連 3 0 0 かの規定を超えるかご数で漁をしていたとの容疑で、漁船船主で能生支所長の男性が書類送検されたというものであります。

漁業協同組合に対しましては、県知事に許認可や監督についての定めがあり、市には法令上の規定はないが、市としても上越漁協に対してさまざまな補助金を交付していることから、市では組合員の法令遵守等の指導監督を適正に行うよう、上越漁協に対して要請したとの報告がございました。

まだ全容が明らかになる前ではありますが、委員会としては、資源の保護とベニズワイガニという特産品のイメージの低下も含め、操業に当たっては法規則を遵守していただき、イメージの低下を補って、健全な組合運営に努めていただきたいことを、願いを込めて集約させていただいたところであります。

続きまして、糸魚川市水産振興基本計画書について、担当課からの説明の後、質疑応答がなされました。

委員からは、水産業に限らず観光物産という形で、特に食材を利用した製造業について、この地域のさまざまな状況を考えてときには、食品加工というものに対し積極的に取り組んでいかなければならないし、漁業団体は漁業団体として検討するだろうが、行政としても各地域での情報を取り入れながら各関係団体と協議を重ね、積極的に事業展開をする意欲を持つべきとの要望がございました。

また、甘エビを南蛮エビとして県内全域で P R することについて、なぜ全国的に名前が定着している糸魚川甘エビを、南蛮エビに変えて売り出さなければいけないのかという質疑に対して、南蛮エビの南蛮はトウガラシの意味で、赤く立派なイメージであるということで、新潟の方から南蛮エビとして県内全域でブランド化して、P R しようというものである。糸魚川では良質甘エビをひすい娘としてブランド化しており、南蛮エビは外国産を連想させイメージに合わないということで抵抗もあったが、結果的には、新潟県産として大きな組織の中でブランド化した方が、販売量もふえるのではないかとということで、漁協の皆さんがその方向でまとめたものである。ひすい娘も、南蛮エビひすい娘として残るとの答弁がございました。

また、海洋高校が、ヒラメの稚魚放流に取り組んでいるが、漁獲高としては減っている。原因はなぜかとの質問には、以前は、色味など放流魚とわかるような特徴があり、市場に出るとわかったが、今は品質改良により、そういったものがわからないような稚魚をつくるようになった。そのため、放流した数と揚がった数がわからない。また、回遊する魚種であり、他の港で揚がる場合もある。平成 1 5 年ごろが漁獲の底であったが、今はだんだん回復してきている状況であるとの答弁がございました。

そのほかにも質疑がございましたが、特段報告する事項はありません。

次に、観光振興につきましては、1 2 月に委員会協議会として実施した、糸魚川市観光協会連絡協議会との懇談について集約をしたものであります。

当委員会では、委員会協議会として、昨年 1 2 月 1 1 日に糸魚川市観光協会連絡協議会と、また 2 月 1 6 日には、上越漁業協同組合との懇談会を開催致しております。これらの懇談会につきましては、委員会において集約をしておりますのでご報告を申し上げます。

まず、観光協会連絡協議会との懇談会では、テーマとして、

- (1) 各観光協会の連携について
- (2) 観光案内業務の連携について
- (3) ジオパークのPRについて

など当面する課題につきまして論議が交わされております。

観光案内業務では、ジオパーク効果があらわれていることに伴う観光案内に関する現状の報告や市に対する要望、細かい案内のためには、広域的な見地から方法を検討しなければならない状況になっていることが述べられました。そのほかにも、経済に結びつく商品開発や、市の支援体制を強化する必要があるといった意見も交わされました。

観光協会連絡協議会の役員からは、時間が少ないことから1回と言わず、次回の懇談も企画してほしいことと、具体的な提案をお互いにできれば、さらに有意義な懇談になるという評価をいただいております。

委員会といたしましては、今回の観光協会の幹部との懇談で、本音の部分がお聞きできたことが大きな収穫であり、市が進める「世界ジオパークのブランドを活用した交流人口拡大プラン」の実施団体として、意見、要望された各項目につきましては、行政に反映して行きたいと考えております。

次に、2月16日に実施いたしました上越漁業協同組合との懇談会についてであります。懇談に先駆けて上越漁業協同組合からは、ベニズワイガニ漁船が県漁業調整規則で定められました規定数以上のカニかごを使って水揚げをしていたとして、上越海上保安署に書類送検された問題について、組合長をはじめとして組合が一丸となり、二度とこのことがないよう確認をし合っているとして、この件に関する現時点での説明がなされました。

懇談会ではテーマとして、

- (1) 各支所よりの要望
- (2) 能生漁港、衛生管理型漁港基本計画について
- (3) 上越漁業協同組合魚市場施設について
- (4) 漁獲共済における補助事業継続について
- (5) 加工事業への取り組みについて

など、当面する課題につきまして漁協側より要望意見が述べられ、論議が交わされております。

委員からは、地産地消、食育、さらに市の特産品、ブランド化という観点で、最近、先進地視察なども行い必要性を感じているところでもあり、異業種と市とタイアップして取り組んでほしいという意見が多く出されました。

全体を通じて感じた点は、原油の高騰や悪天候による漁獲高の減少など厳しい漁業環境にあっても、漁協役員の皆さんの熱意をあらゆるところで感じ、直面する問題を生の声で聞けたこと。今後に向けては、基幹産業としての位置づけはもとより、加工、流通、観光を通じて新たな展開が期待できるだけに、市との情報交換、さらに海洋高校との技術連携を密にして、県をリードする組合としての活動を期待するところであります。

こちらの懇談会で出されました意見につきましても、今後、行政に働きかけ、反映して行きたいと考えております。

以上で、建設産業常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

田原 実議員。

○14番（田原 実君）

先ほど委員長からの報告にありました地元で言います甘エビのことですが、新潟県の進めるブランド推進におきまして、この甘エビ、ホッコクアカエビを南蛮エビとして統一するというお話がございました。

しかし、この地元では甘エビとして流通していることから、地元の魚屋さん、消費者が混乱しないかどうか、そういったことについての協議はされたかどうか伺います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑委員長。〔17番 古畑浩一君登壇〕

○17番（古畑浩一君）

では、お答えをさせていただきます。

田原議員のただいまの質問のご趣旨は、我が建設産業常任委員会でも異口同音に、さまざまな形で委員の方からも懸念する声が上がっております。ただ、現状におきましては県の指導におきまして上越漁協の皆さんもその方針で、また、具体的な話は聞いておりませんが、社団法人奴奈川青年会議所の皆さんも、この南蛮エビというイメージでブランド化促進のためのイベントを打っていくと。上越漁協といたしましては、こうした民間の協力していただける団体があるならば、一緒に活動していきたいという方針をいただいております。

県の方針の中で、南蛮エビということに対する懸念は委員の方からは、南蛮というイメージはやっぱり県の外から輸入品のエビというイメージが強い。せっかく甘エビとして定着しているのだから、糸魚川特産の甘エビとして売り出すべきということの意見も出ておりました。

今後は統一した形でいくのか、糸魚川市が独自に甘エビという名前を堅持しましてやっていくのかということにつきましては、今後のまた検討材料となっております。ただ、漁協の皆さんのお考えとすれば、県の提案した南蛮エビに乗るという答弁でございました。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

田原 実議員。

○14番（田原 実君）

全体の中では、そういった名称で取り組んでいくという、その思いはわかりました。

それで季節にエビが持つ子ども、きれいな色の子が非常においしくて付加価値をつけていると。新鮮なものしか食べられないから、糸魚川に行ってそれを食べようというような付加価値があるわけですが、そうすると今まで子持ち甘エビというふうに言っていたのが、どうなっていくんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑委員長。〔１７番 古畑浩一君登壇〕

○１７番（古畑浩一君）

南蛮エビ、いわゆる糸魚川産の甘エビの特に美しいヒスイ色に輝く子持ち甘エビ、それをもって糸魚川の方ではブランド化しまして、ひすい娘という名前で売り出した。その辺の特殊なものにつきましては、先ほど申し上げましたとおり南蛮ひすい娘というブランド名だけは残していくという考え方でありました。ただ、この決定につきましては、委員会が決定したのではなくて、あくまでも報告を受けて県の主導で行った。かなり私どもの委員会でも意見は出ましたけれども、やはり新潟県という大きな組織で大きなＰＲ効果と、それから予算的な裏づけもあるのならという部分の説明を、一応は了解したという格好にはなっております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

田原 実議員。

○１４番（田原 実君）地元の魚屋さんや消費者の方からもなじんでいただくように、行政からも努力していただきたいということをお願いして、終わります。

○議長（倉又 稔君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

再開を１１時１５分といたします。

午前１１時０３分 休憩

午前１１時１５分 開議

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、中村 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

中村委員長。〔11番 中村 実君登壇〕

○11番（中村 実君）

市民厚生常任委員会では、去る1月25日に委員会を開催し、

- 1、次世代育成支援行動計画（素案）について
- 2、産業廃棄物最終処分場について
- 3、食育推進計画（素案）について
- 4、医師等確保対策について

の4項目について所管事項調査を行っておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

次世代育成支援行動計画（素案）については、担当課より、基本目標を『明日の糸魚川市を担う「日本一の子どもを育てる」』とし、この目標実現のために、子育て支援・親支援、楽しく食べて元気な子、子育て環境の整備を3本柱で構成したとの説明がなされました。

委員からは、新規の休日お助け保育の目標は3カ所だが、夜間保育、病児・病後児保育は1カ所となっている。医師の協力を得ないといけないが、具体的な考えはあるのかとの質問に対し、休日お助け保育は、3地域に各1カ所という考えだが、糸魚川地域で平成22年度に1カ所、試行的に取り組みたい。夜間保育については、山ノ井保育園の建てかえの際に検討したい。また、病児・病後児保育については、とりあえず病児ではなく、保育園に併設した病後児保育を考えているとの答弁がなされました。

ほかの委員からは、保育の見直しについての子どもの減少、核家族化、労働環境の悪化による学童保育の利用増の現状で、なぜ公立保育園の民営化を推進しなければならないのかとの質問に対し、保育というのは児童福祉法の中で、家庭で保育に欠ける子どもを市が保育をすることが責任として位置づけられているが、民間でできることは民間にという行革の流れがある。

また、民営化については、ノウハウを持った立派な事業ができる福祉法人への委託を想定している。民営化をゴリ押しするのではなく、地域の皆さんのご理解を得ながら円滑に進めていくとの答弁がなされました。

他の委員からは、保育料の保護者負担の軽減について、青海地域で行っている第3子の軽減を全市に広げるべきと思うが、全市に拡大した場合の財政負担は検討したのかとの質問に対し、全市に拡大した場合、約3,000万円の財政負担増となるとの答弁がなされました。

また、市長が第2ステージで、日本一の子育てを目指すと言っている。日本一の子育て環境、日本一の子育て支援システムを考えたときに、サービスの低下につながることをやっていて目的が達成できるのかとの質問に対し、市長はことしのテーマとして、子育て支援、産業育成、交流等のキャッチフレーズで目玉として挙げてきているので、それらに向けた取り組みについて予算配分も考えなければならないと思っている。

保育料軽減を全市に拡大することにより、財政負担がかなり大きな額となっているので、市全体の予算配分の中でその辺を見きわめながら進みたい。サービスの低下をしてまで、やらなければならないというものではなく、いろいろなサービスを向上し、質を下げないようにしていくというのが努めだと思っているので、その辺を十分に考えながら取り組みたいと思っているとの答弁がなさ

れました。

その後、各委員より、このことについては委員会の集約にすべきとの声があり、委員会として、次世代育成支援行動計画書に記載されている経済的負担の軽減の中で、幼稚園、保育園の保育料の軽減については、青海地域で実施されている第3子特別免除を全市に拡大するような事業を展開するための計画書としてもらいたいとの集約をしております。

次に、産業廃棄物最終処分場については、担当課より、産業廃棄物最終処分場の入り口門扉、フェンス、防犯カメラの設置、流失防止用のL型擁壁工事の実施について説明があり、あわせて、産業廃棄物最終処分場現況調査解析業務委託では、現時点では、廃棄物層からのガスの検出はなかったこと、廃棄物層が不安定であることなどの説明がなされました。

また、これらのことは、12月12日に地元説明を行い、今後さらに調査を進めるとの報告がありました。

委員からは、若干の質疑がありましたが、特段報告する事項はありません。

次に、食育推進計画（素案）については、担当課より、健康いといがわ21をもとに、運動と食を取り入れた健康づくり事業を行い、市民のさらなる健康づくりを進める上で、地産地消や伝統的食文化の伝承などを盛り込んだ食育推進計画を策定することとしたとの説明がなされました。

委員からは、食育は非常に大事であり、日本一の子どもを育てるという理念を達成していくためには、食育の位置づけがはっきりしていなくてはいけないと思うがどうかとの質問に対し、日本一の子どもを育てるということでは、健康面や食事を通して十分に認識しながら、具体的な取り組みを決めていきたいとの答弁がなされました。

他の委員からは、計画書では数値も現状もわかっていながら、なぜ具体的にどうするのが出ていないのかとの質問に対し、この計画については、行政でやること、家庭でやること、小中学校でやることなど広い分野にわたっている。まずは何を目標にするのかということで、1つは、健康づくりに目標を向けていきたいということ、それから地産地消に関わっていきたいという2つを目標にして、数値を掲げさせてもらっている。当面は糸魚川流食生活の普及に力を入れ、個々の具体的なものについては、庁内で検討したいとの答弁がなされました。

次に、医師等確保対策については、担当課より、市内医療機関の医師数の現状、医師確保対策、医師修学資金貸付事業や大学連携臨床研修補助等の状況について説明がなされました。その中で、能生国保診療所の医師確保については、平成22年4月より新しく、老人医学を中心に診療に務めてこられた内科医の加藤象三郎先生から勤務していただくこととなった。先生には嘱託医として10年以上の長期にわたり勤めてもらいたいと伝えており、先生もそのつもりで来たいと言っているとの説明がなされました。

委員からは、若干の質疑がありましたが、特段報告する事項はありません。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、高澤 公議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

高澤委員長。〔１９番 高澤 公君登壇〕

○１９番（高澤 公君）

議会運営委員会市外調査報告を行います。

議会運営委員会では、去る１月１９日及び２０日に埼玉県和光市と同県鶴ヶ島市を訪問し、調査を実施しておりますので、その結果について報告いたします。

調査項目といたしましては、議会改革についてを主要調査項目として議会基本条例、定例会の日程、代表質問制、議会広報の充実などについて調査を行っております。

まず、和光市であります。和光市は面積１１平方キロメートル、埼玉県の南端でありまして、東寄りに位置し、東京都への玄関口として東は板橋区、南は練馬区に隣接し、副都心の池袋へは電車で２０分足らずの距離にあり、ベッドタウンとして人口、世帯数とも増加しております。人口は７万５，５００人です。

議員定数は２２人ですが、平成２３年の次回選挙では１８人とすることで、条例改正がなされております。人口は年々増加しておりますが、旧来の定住人口が総人口の３分の１と少なく、学生や都心への通勤者などが多く、また、住民の入れかわりも激しいため市政への関心も薄く、市議会議員選挙の投票率も四十数％となっており、市民にいかに議会に関心を持っていただくかを大きなテーマの１つとして開かれた議会を目指し、議会改革と活性化に向けて積極的に取り組んでおられました。

特に、議会改革に向けた取り組みでは、平成１９年に各会派から出された議会改革についての５５件の要望について、これを整理しながら議会運営委員会において月２回のペースで検討し、最終的には議会基本条例につなげるべく調査を進めております。

また、議員間の共通認識の確認を行うため、市の職員を講師に行政課題の研修についても積極的に取り組んでおりました。

一般質問の持ち時間につきましては当市と同様、答弁を含まず３０分ですが、予算、決算のある３月、１２月は４０分とするなどの工夫がなされております。また、３月定例会では市長の施政方針に対し、各会派から１人ずつの代表質問が行われておりました。

次に、鶴ヶ島市であります。鶴ヶ島市は埼玉県のほぼ中央に位置し、行政区域は東西約７．３キロメートル、南北４．３キロメートル、当面積は１７．７３平方キロメートルと人口集積の高い市であります。ちなみに人口は６万９，２００人でございます。人口、世帯数ともに、一時的

に急激に増加しましたが、現在はほぼ横ばい状態であるとのことでありました。

議員定数は平成１７年に２４人から１８人に減員し、平成１９年の一般選挙から適用されております。この定数の減員をスタートとして積極的に議会改革に取り組み、平成１９年には議会改革検討委員会を設置、平成２０年からホームページに議案に対する議員の賛否を掲載、同４年には議会報告２００８を開催、また６月定例会から常任委員会の自由討議、一般質問も一問一答方式を試行、あわせて議会基本条例の策定を進め、その案をもって自治体連合会での説明会、パブリックコメント、公聴会などを行い、平成２１年３月に鶴ヶ島市議会基本条例を制定しております。

議会報告会２００８では、埼玉県内初の報告会であったことから約２６０人の出席があり、大変混乱したとのことでありました。また、昨年４月に行われた議会報告会２００９では、約８０人の参加があったとのことでありました。来年度は会場を市内２カ所にするとのことでありましたが、会議の進行に大変苦労されているとのことでありました。

このほか和光市、鶴ヶ島市の両議会の定例会の日程として、当糸魚川市とは逆に委員会付託案件審査の後に一般質問を行っており、この状況についても確認しております。特に糸魚川市議会において、これまでの日程を変更する大きなメリットは見受けられませんでした。今後、検証を進めることにしております。

今回の２つの議会の視察を行い、特に議会基本条例については和光市の施行前、鶴ヶ島市の施行後１年ということで、その内容を精査し、意見交換をいたしました。

当糸魚川市議会においては明文化した条例はありませんが、先例申し合わせの中で、既に取り入れられているものも多く、また、市民報告会などについては、これを条例で義務化することにより、説明会のための説明会になるという形骸化が懸念され、その継続性を疑問視する意見や、条例化しなくても現行の法律や条例の中で対応が可能であるなどの意見も出ております。

しかしながら議会基本条例は、その基本的な理念には見るべきものがあり、市民に開かれた議会の構築に向けて意義のあるもので、あわせて議員の綱紀粛正や資質向上にも寄与することが考えられることから、今後とも議会運営委員会における検討項目としていくことで、意見の一致をみております。

一方、当糸魚川市議会の既存の条例、規則や先例申し合わせ事項についても逐条的に調査検討することとし、現状で対応可能な議会改革、開かれた議会の構築を、議会基本条例の検討と平行して実施することとし、できることから取り組んでいくことにいたしております。さらには代表質問制の導入などについても、今後検討することといたしております。

議会運営委員会におきましては、今後とも先進的な事例に学び、さらに調査研究を行い議会改革を進めるとともに、より市民に開かれた議会に向け研さんすることを確認し、市外調査の集約としております。

以上で、議会運営委員会の市外調査報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第４．議案第４４号

○議長（倉又 稔君）

日程第４、議案第４４号、平成２２年度糸魚川市一般会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明とあわせ、平成２２年度の施政方針について市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご苦労さまでございます。

平成２２年第２回市議会定例会の招集に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、大変ご多用のところご参集いただき厚くお礼申し上げます。

本定例会におきましては、新年度の市政運営の基本となります平成２２年度予算をはじめ、条例の制定及び契約の締結など議案のご審議をお願いしたいものであります。

さて、この機会に、新年度の市政運営に当たり、私の所信の一端と平成２２年度予算、及びその主要施策の概要について申し上げ、市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りたいものでございます。

それに先立ちまして、北陸新幹線に関する国要望についてご報告申し上げます。

本年１月１９日、新潟県知事及び上越地域３市長の連名で、北陸新幹線に関する諸課題について国土交通大臣に要請書を提出いたしました。

要請内容につきまして、事前に議会と協議をいたしてきたところでありますが、結果的に議会の意向が反映されなかったことを速やかに報告いたさず、配慮に欠け、議会並びに議員各位に深くおわびを申し上げます。

それでは初めに、平成２２年度の予算編成に当たっての国、県の動向について申し上げます。

政権交代後、初めてとなる国の予算編成は、事業仕分けなど新たな手法で進められ、政府は本年１月の通常国会において、当面の課題は日本経済を確かな回復軌道に乗せることであり、決して景気の二番底には陥らせない決意のもと、新年度予算を編成いたしたと表明いたしております。

一般会計予算案は、総額９兆２,９９２億円で対前年比４.２％の大幅な増となり、当初予算と

+

しては過去最大となっております。

歳入においては、国税収入が大きく減収する一方、国債発行額は4兆4千3億0千万円と、国税収入を上回る異常な事態となっております。

歳出においては、コンクリートから人への転換から、公共事業は18.3%減額する一方、子ども手当や高校授業料の無償化など、マニフェストの一部を予算化したことから、社会保障や文教科科学振興関係が大きく増となっております。

国の予算を受け、平成22年度の地方財政計画の財政規模は、総額で8兆2千1億2千万円、対前年比0.5%の減であり、平成13年度からのマイナス基調は続いております。

歳入では、地方税が10.2%の大幅な減となる一方、地方交付税は地方の自主財源の充実強化を図るため、特別枠で地域活性化・雇用等臨時特例費を計上するなど、地方交付税総額を対前年度比で約1兆円増額しており、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税の総額は、出口ベースで3兆6億0千万円増の2兆4千6億0千万円と、過去に例を見ない増額となっております。

続いて、2月17日に発表された県の一般会計予算の総額は、1兆2千2億7千万円で、3年連続で前年度を上回っております。

歳入では、県税収入が15.2%と大きく減少する一方、普通交付税については臨時財政対策債も含めて、11.1%の増と県税収入の減額を穴埋めした格好となっております。

歳出では、雇用創出、地域経済の下支え、福祉・医療サービスの充実、少子化対策などを予算の柱といたしております。特に投資的経費は、国の公共事業が大きく減少する中で、10.1%の大幅な減となっておりますが、県単独事業は大幅な増とし、地域の経済・雇用対策に配慮したものとなっております。

こうした国、県の状況を受けて、平成22年度予算案の編成方針と施策の概要について申し上げます。

新年度は、「子ども」「地域振興」「交流」「産業」、そして「環境」をキーワードに、組織の改編を行うことといたしております。新市第2ステージの2年目、飛躍の年と位置づけ、大変厳しい財政状況ではありますが、選択と集中を基本に予算編成をいたしたところであります。

新年度における重点施策であります。次の3点を重点的に取り組む考えであります。1つ目は「日本一のこどもづくり」、2つ目は「安全安心の住み良いまちづくり」、3つ目は「世界ジオパーク認定を活かした交流観光のまちづくり」であります。

1つ目は「日本一のこどもづくり」で「こども課」を新設し、子どもに関する窓口の一本化を図り、0歳から18歳まで一貫した教育方針により「日本一のこどもづくり」を目指します。

「日本一のこどもづくり」とは、一人一人の個性を生かして、その能力を最大限に伸ばすことであり、成人した後も糸魚川で生まれ育ってよかったと実感できる環境づくりであるととらえております。

日本一を目指すというスローガンのもと、家庭・園・学校、地域が指導や応援を重ね、熱意を持って子どもの教育に携わる子育て環境を整えてまいりたいと考えております。子ども一貫教育方針に基づく基本計画の策定とともに、次世代育成支援行動計画等に沿って子育て支援の充実を図るため、各種施策を展開してまいります。

2つ目の「安全安心の住み良いまちづくり」では、学校をはじめとした公共施設の耐震化を進め

るとともに、新たに「環境生活課」を新設し、廃棄物最終処分場の適正化を進めてまいります。

地域活性化に向けた地域づくりの推進として、企画財政課内に「地域振興係」を新設し、地区担当制により職員が地域へ出向き一緒に考え、地域の活力、市民の活動の活性化を推進してまいります。

また、地域医療対策と健康づくりの推進では、医師確保と救急医療体制の充実を図るとともに、平成22年度完成予定の健康づくりセンターの整備と市民の健康づくりを推進してまいります。

3つ目の「世界ジオパーク認定を活かした交流観光のまちづくり」では、糸魚川ジオパークの世界認定を契機として交流人口の拡大を図るため「交流観光課」を新設し、官民が一体となって持続可能な地域振興を目指してまいります。

依然として厳しい社会情勢であります。若者の定住促進を図り、産業振興や雇用対策を進めるとともに、交流観光推進に向けた環境整備として、交通ネットワークや新幹線駅周辺整備を早期に進め、輝ける糸魚川市の未来を築いてまいります。

これらを踏まえ、新年度の一般会計予算額は、過去最大の293億6,200万円で、前年度と比べ21億7,700万円、8.0%の増とし、国民健康保険事業をはじめとした特別会計の総額は153億2,020万円で7.9%の減、企業会計は29億850万円、8.2%の増としたところであります。また、一般会計、特別会計及び企業会計の予算の総額は475億9,070万円で、前年度予算と比べて10億8,647万円、2.3%の増といたしたところであります。

次に、予算の主要施策の概要について、平成22年度当初予算参考資料の44ページ、総合計画実施計画事業の予算概要に従い、ご説明申し上げます。

1番目の「すこやか やすらぎ 支えあいのまちづくり」について申し上げます。

「子どものすこやかな成長支援」では、現在、策定中の次世代育成支援行動計画の実現に努め、休日お助け保育事業や保育園の遊戯室を開放する遊戯室わんぱくホリデー事業に取り組み、本年12月には、「早寝早起きおいしい朝ごはん全国サミット」の開催を予定をいたしております。

また、経済的支援といたしましては、新たに18歳未満、通算第3子以降の保育料を無料にする。といたし、ほかにも子ども手当の支給、子どもインフルエンザ・ヒブワクチン接種助成事業に取り組みといたしておりますし、子育て環境の整備として、子供用AEDの設置及び助成、山ノ井保育園の整備事業に取り組んでまいります。

「高齢者への支援」では、介護保険事業計画・高齢者福祉計画推進に当たり、介護の総合相談窓口といたしまして地域包括支援センターの充実に努めるとともに、介護予防、健康づくり事業により、高齢者が安心して生活が送れるよう取り組んでまいります。

在宅生活の支援においては、家族介護慰労事業として、介護手当の給付や地域の皆様の協力のもと、ひとり暮らしの高齢者の安否確認の実施、屋根雪等除雪支援事業、高齢者おでかけ支援事業などを実施してまいります。

また、元気な高齢者の活躍の機会づくりの促進として、シルバー人材センターの運営や老人クラブの活動に対し、支援してまいります。

「地域で支えあう福祉の推進」では、地域福祉計画や災害時要援護者避難支援プランの推進と、社会福祉協議会に対する運営助成、事業支援により、だれもが住みなれた地域で、安心して過ごせることができる社会の実現に努めてまいります。

また、障害を持つ方々の経済負担軽減を図るため、医療費や交通費の助成、特別障害者手当の支給などを行うとともに、第２期障害者計画・障害福祉計画に即して、地域の共同生活支援や就労支援の促進、居宅介護、短期入所など、生活支援を実施してまいります。

地域生活支援社会参加促進事業による移動支援や各作業所等の運営委託、地域生活支援在宅福祉サービス事業では、機能訓練、緊急短期入所や日中一時支援、訪問入浴サービス事業を実施してまいります。

なお、本年７月には、旧南西海小学校に「ワークセンターにしうみ」が開設予定をいたしておりまして、障害者の自立に向け環境整備がなされるものと期待をいたしております。

「健康づくりの推進」では、運動習慣の普及のための中核施設として、健康づくりセンターの整備を進めるとともに、水中運動や健康体教室、地区運動教室など運動を取り入れた健康づくりの普及拡大に努めてまいります。

また、市民が手軽に健診を受けられるよう、施設健診と集団健診の併用により、特定健診と特定保健指導の体制を整え、生活習慣改善への取り組みと、健康づくり意識が高まるよう努めてまいります。

あわせて、国保加入者の健診費用は、引き続き自己負担の減免措置を講じ、安心して受診ができる環境を整えてまいります。

「地域医療体制の充実」では、地域の救急・急性期医療を担っていただいております医師会、糸魚川総合病院、よしだ病院の協力を得て、３６５日２４時間の救急体制維持、充実を図るため、今後とも関係機関との連携に努めてまいります。

また、富山大学とのさらなる連携強化と、市独自の医師修学資金貸与制度等により、医師と医療技術者の確保対策を進め、地域医療の確保に努めてまいります。

２番目の「明日を担うひとづくり」について申し上げます。

「就学前教育・学校教育の充実」では、今年度策定いたします子ども一貫教育基本方針に基づき計画策定を行うとともに、学ぶ意欲と学力の向上を推進するため、外国語指導助手の増員、教育補助員の配置をはじめ、新たに中学生学力向上支援として、大学の見学や英語検定受験料助成、教職員の指導力の向上に向けた各種研修会の充実に取り組んでまいります。

また、学校生活への不適應など、生徒指導上の諸問題に対応するため、教育相談員や教育補助員を配置して、きめ細やかな相談体制の確保に努めてまいります。

さらに、地域の自然や文化、芸能等を学ぶ機会を充実し、ふるさとに愛着と誇りを持つ子どもを育成するため、教師、保護者、地域住民が協力をして、地域愛教育育成事業に取り組むほか、ふるさと学習支援や食育活動支援を実施してまいります。

学校の施設整備については、磯部小学校、糸魚川東小学校、糸魚川小学校、糸魚川東中学校、糸魚川中学校の改修、改築事業を進めてまいります。

「生涯学習の充実」では、生涯学習推進計画に基づき、地域社会やまちづくりの課題、ジオパークや個人のニーズなどに対応した講座や講演会を実施してまいります。

また、公民館制度については、全市的な視点で議論いただき、公民館制度あり方等についての答申を尊重し、社会教育活動と地域コミュニティとのあり方などを含め、体制整備を進めてまいります。

施設整備では、能生、青海生涯学習センターの施設整備を行うとともに、地区公民館や市民図書館の耐震改修に取り組んでまいります。

一方、本年は国民読書年であり、読書活動の一層の推進と図書館資料の充実を図ってまいります。

「文化の振興」では、文化協会の活動を支援するほか、市民の皆様が自主的かつ主体的に開催する文化芸術鑑賞事業を支援するとともに、芸能文化ジュニア育成事業としてジュニア合唱団を育成してまいります。

また、市民の皆様がすぐれた芸術や美術品、地域の芸能文化を鑑賞できるよう、美術展、芸術文化公演事業等を展開してまいります。

博物館では、特別展を開催するほか、ジオパークの中核施設として展示等を中心に、リニューアルについても検討してまいります。

文化財では、指定文化財の保存と活用を図るため、県史跡の相馬御風宅の適正保存と活用に向けた管理計画を策定するほか、長者ヶ原遺跡考古館の駐車場を整備してまいります。

「生涯スポーツの振興」では、亀ヶ丘体育館の耐震改修、布引グラウンドの芝生化、美山テニスコートの改修など、スポーツ施設の改修を図るとともに、各種スポーツ活動支援として、スポーツ教室、大会開催、体育指導員研修を行ってまいります。

また、競技力の向上を図るため、体育協会とジュニア育成団体への支援を行ってまいります。

3番目の「便利で快適なまちづくり」について申し上げます。

「交通ネットワークの整備」では、いといがわ交通ネットワークビジョンに基づき、広域交通網の総合的な整備と市内の道路網、及び公共交通手段の充実に努めてまいります。

地域高規格道路松本系魚川連絡道路の整備促進については、ルート帯の決定に向けた作業や、整備区間指定に向けた取り組みを進めてまいります。

国道8号系魚川東バイパスについては、梶屋敷・大和川間が今年25日に開通するほか、中央大通り線の未整備区間である市道上刈白馬通り線から国道148号までの第3期区間については、事業促進と関連市道拡幅改良工事に着手するとともに、系魚川駅南線の整備も進めてまいります。

また、国道8号の親不知地区においては、雨量交通規制を緩和するための防災対策事業が完了したところではありますが、今後もより安全な道路となるよう、整備を要請してまいります。

姫川港では港湾計画に基づき、引き続き護岸の整備を促進するとともに、緩衝緑地の用地取得を促進するなど、港湾機能の拡充と港湾環境の整備に向け、国、県へ働きかけてまいります。

北陸新幹線の建設では、平成26年度の完成を目指し、市内各地区で進められている工事の促進に努めてまいります。

一方、新幹線開業に伴い経営分離をされる並行在来線については、県及び関係団体と連携をし、新たな経営体制に関する調査検討を進めてまいります。

地域住民の身近な公共交通であるバス路線については、利用者の意見や利用状況を検証し、より一層の利用促進や利便性の向上に向けバス会社と協議してまいります。

また、公共交通機関の空白地区については、乗り合いタクシーやコミュニティバスの利用状況を検証し、見直しを図ってまいります。

「北陸新幹線開通に向けたまちづくり」では、系魚川駅自由通路の詳細設計等に入るとともに、系魚川駅南線の歩道整備、駅南側の駐車場の用地取得など、駅周辺整備に取り組んでまいります。

また、北陸新幹線工事の支障となる沿線道路の整備を進めるとともに、レンガ車庫の保存、利活用を検討してまいります。

「地域情報化の推進」では、糸魚川、青海地域のブロードバンド・ゼロ地域解消と、地上デジタル放送の難視聴解消のため、光ケーブル敷設整備について、平成23年3月末の完了を目指してまいります。

このことにより、市内全域で超高速インターネットサービス環境が整うことから、市民ニーズの把握とともに、庁内検討委員会を組織し、各種行政サービスの提供やシステムの構築に取り組んでまいります。また、能生ケーブルテレビにおいては、自主放送デジタル化に向け、システム構築を進めてまいります。

「住みよい住環境の整備」では、都市計画道路 中央大通り線第3期区間の整備に合わせて立ち上げました上刈道保、長面地区の土地区画整理事業を促進してまいります。

また、地震発生時の住宅倒壊による被害を防止するため、耐震診断、耐震設計、耐震改修を支援してまいります。

水道管網広域化事業では、糸魚川地域から能生地域へ送水するため、浦本地内で配水管の整備促進を図ってまいります。

ガス事業では、3地域で異なる都市ガスの熱量を統一するため、糸魚川、能生地域の13A化に向けた取り組みを進めてまいります。

一方、経年劣化したガス、水道管の入れかえや、水源施設、ガス供給施設の耐震化を進め、安全で安定したガス、水道の供給に取り組んでまいります。

公共下水道では、下早川、浦本地区の整備促進と、浄化センターの長寿命化計画を策定するとともに、能生浄化センターの耐震補強、糸魚川浄化センターの電気計装設備更新を実施してまいります。

また、公共下水道区域以外では浄化槽整備事業の推進を行い、浄化処理普及率の向上を図ってまいります。

「国土の保全と整備」では、蓮台寺2号雨水幹線排水路整備や寺町排水路など、3排水路の改修を実施してまいります。

また、漁港海岸保全施設整備事業の大和川漁港海岸離岸堤が完成となりますが、国県事業として中宿海岸、百川海岸、青海寺地地区、糸魚川海岸等の整備について、引き続き、国県に要請をしてまいります。

4番目の「交流いきいき産業のまちづくり」について申し上げます。

「働きやすい労働環境づくり」では、新たな雇用創出のため、国の緊急雇用創出事業を活用し、雇用の確保に努めてまいります。

また、勤労、就業支援として勤労者団体への助成を行い、勤労者福祉の増進と労働環境向上等、相談活動への支援を行ってまいります。

一方、地元就職の促進のため、雇用促進協議会等と連携を図り、企業案内等の作成助成や情報提供を行うとともに、引き続き、求人説明会や市内企業見学会などの開催を通じ、市内企業への就職を一層促進してまいります。

また、資格試験の受験料や中小企業大学校での研修受講費の助成を行うとともに、市内就職促進

支援のため、就職資金貸付と利子補給を継続してまいります。

「活力ある商工業の振興」では、企業支援室による企業訪問等を行い、雇用や景気の悪化に対する取り組みを支援してまいります。

特に、中小企業の経営安定化を図るため、景気対策緊急特別資金貸付枠の拡充を図るとともに、新たな設備投資に対する資金貸付や信用保証料の補給、固定資産税の課税免除、企業用地の取得助成などを実施してまいります。

また、商店街組合が行うイベントなど、商店街活性化に向けた活動への支援を行うとともに、企業が販路開拓のために、見本市等への出展費用を助成してまいります。

「魅力ある観光の振興」では、国内初となる世界ジオパークの認定を受け、糸魚川ジオパークを地域ブランドとして位置づけ、ジオパーク戦略プランを策定するとともに、地域が誇る地質、資源、景観、文化遺産を国内外にアピールするため、屋外解説板等の設置のほか、パンフレット、ガイドブックの作成やガイド養成など、総合的に推進してまいります。

本年 8 月には日本ジオパーク全国大会を、10 月には新潟県グリーン・ツーリズムサミットを当市で開催し、糸魚川ジオパークの魅力を発信していきたいと考えております。

また、観光関連施設の整備を図り、定期観光バス運行支援や列車利用者の 2 次交通確保等により、受け入れ態勢の充実を図ってまいります。

さらに、昨年 11 月に策定をいたしました交流人口拡大プランに基づき、観光協会や市内の温泉、ボランティアガイド、JR など観光関連団体、機関との連携を強化し、事業の推進とともに交流人口の拡大と観光誘客の増加につなげてまいりたいと考えております。

「農林水産業の振興」では、将来にわたり安定した営農の継続や耕作放棄地の防止を図るため、地域の中核的担い手となる認定農業者や法人等の生産組織の育成を促進し、新年度から始まる第 3 期中山間地域等直接支払制度や、農地・水・環境保全向上対策事業とあわせ、中山間地域の農業生産活動を支援してまいります。

また、鳥獣による農作物被害が深刻化いたしており、営農意欲の低下防止を図るため、鳥獣被害防止対策協議会において関係団体や各集落と連携を取りながら、集落等が設置をする防護柵等の事業に対し支援を行ってまいります。

さらに農業生産の向上、農産物流通の効率化や農村地域の環境整備を図るため、広域農道や一般農道等の整備、県営農地環境整備事業や農地等補完保全整備事業など、農業生産基盤の整備を促進してまいります。

林業振興においては、林業施業のコスト低減を図るため、基幹林道、作業道等の整備を推進し、計画的な造林、保育、間伐等の実施による健全な森林環境の育成に取り組んでまいります。また、地場産木材利用拡大を図るため、地場産木材利用住宅建築等に対して助成をいたしてまいります。

水産業振興では、漁業経営者の経営安定を図るため漁獲共済金への助成や、沿岸漁業、内水面漁業資源放流事業に対して、引き続き支援をしてまいります。

5 番目の「環境にやさしい安全・安心のまちづくり」について申し上げます。

「環境の保全と資源循環型社会の形成」では、一般廃棄物最終処分場の詳細調査を受け、恒久対策工事に向けた処分場の適正化、及び周辺域の安定化について検討いたします。産業廃棄物最終処分場については、現状調査をもとに、施設のあり方について基本計画を策定してまいります。

また、現在策定中の環境基本計画を踏まえ、当市のすぐれた自然環境の保全のため、動植物の基礎データの収集、整理等を進めてまいります。

一方、火葬場整備については、敷地造成とともに、平成２３年度完成に向け建築工事に着手してまいります。

「安全・安心のまちづくり」では、引き続き消防車両、耐震性防火水槽、消防団詰所を整備し、消防団の統合に伴う被服等の更新を進めてまいります。

また、救急救命士の養成等を行い、救急業務の高度化を図るとともに、新たに遠隔地にＡＥＤを設置してまいります。

新型インフルエンザ対策については、引き続き、県や医師会との連携を図るとともに、行動計画と業務継続計画に基づき、市民生活の安全・安心を確保してまいります。

また、自主防災組織の育成支援に努めるとともに、防災士の資格取得に対する助成により防災リーダーを育成し、新たに地震防災マップを作成する中で、地域の助け合いによる防災対応力の向上を推進してまいります。

一方、交通安全対策では、関係団体並びに地域の皆様と連携を図り、交通安全啓発に努めるほか、引き続き、高齢者運転免許自主返納支援などを行い、高齢者の交通事故防止に取り組んでまいります。

さらに防犯活動では、地域や警察署、学校等と連携を図りながら、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進してまいります。

６番目の「自立と協働のまちづくり」について申し上げます。

「自主的・主体的なまちづくり」では、広報事業により行政情報を的確に伝え、市民参加のまちづくりを進めるためホームページを一新し、広報や「おしらせばん」のほか、電子メール配信などにより、わかりやすい情報伝達に努めてまいります。

公聴事業では、住民懇談会や市長へのご意見直通便、市民アンケート、パブリックコメント等により、公聴活動を積極的に進めてまいります。

地域振興については、地域住民が自主的、主体的に実施できる活動や事業を支援し、地域活力、市民活動の活性化を図ってまいります。

また、地域自治の活動拠点として活用されている地区集会施設の整備助成を行うとともに、新たに小滝地区での地域プロジェクトモデル事業の取り組みを支援いたしてまいります。

さらに、市民の皆様の主体的な地域づくり活動を広めるため、まちづくりパワーアップ事業を引き続き実施するとともに、男女共同参画による社会の形成を促進してまいります。

なお、結婚を望む未婚の男女の出会いを創出する、縁結びハッピーコーディネート事業も引き続き、実施してまいります。

一方、市民の心のよりどころとなる糸魚川市民憲章、及びふるさとのシンボルである市の花など、普及啓発に取り組んでまいります。

「効率的な行財政運営の推進」では、新たな行政課題に対応するため、中期プランを策定したところであります。毎年ローリングする中で財政の健全化とともに、行政施策を計画的に進めてまいります。

なお、平成２４年度からの総合計画後期基本計画の策定に向け市民アンケートを行うとともに、

総合計画審議会を設置し、基本構想の理念に基づき、その実現に向け策定作業を進めてまいります。

また、行政改革につきましては、行政改革実施計画を着実に推進するとともに、国、県の動向を踏まえ、行政改革大綱の見直しを検討してまいります。

電算化推進事業については、庁内基幹システムの更新と、入札の利便性を図るため、電子入札システムの構築を図ってまいります。

人材育成では、職員人材育成及び研修に関する基本方針に基づき、市民から信頼される職員であるとともに職員の資質向上を図るため、庁内外の研修を実施してまいります。

なお、新年度の市組織につきましては、お手元に配付いたしました組織図のとおりであります、合併をいたしまして5年が経過し、総合計画の各施策をさらに具体的に推進するため、組織機構を見直したいものであります。

基本方針は、「子ども」「地域振興」「交流」「産業」、そして「環境」をキーワードといたしました、簡素で効率的な行政運営であります。

以上、平成22年度予算の概要と主な施策及びその取り組み方針について申し上げます。

議員各位並びに市民の皆様の、なお一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。議案第44号の提案説明とさせていただきます。

1点訂正をさせていただいて、おわびを申し上げます。

新年度の予算につきましては第2ステージの2年目ということで、私、「躍進の年」と位置づけたわけですが、今ほど発言の中では「飛躍」と言いまして申しわけございません。「躍進」とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

+

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

質疑については、予算の大綱にとどめますようご協力願います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ここで昼食時限のため暫時休憩をいたします。

再開を午後1時といたします。

午後0時09分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

議案第44号、平成22年度系魚川市一般会計予算については、議長を除く25人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件については、議長を除く 25 人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、甲村 聡議員、保坂 悟議員、斉木 勇議員、渡辺重雄議員、後藤善和議員、田中立一議員、古川 昇議員、久保田長門議員、保坂良一議員、中村 実議員、大滝 豊議員、伊藤文博議員、田原 実議員、吉岡静夫議員、池田達夫議員、古畑浩一議員、五十嵐健一郎議員、高澤 公議員、樋口英一議員、松尾徹郎議員、野本信行議員、斉藤伸一議員、伊井澤一郎議員、鈴木 勢子議員、新保峰孝議員。

以上、25 人を指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました 25 人の議員を、予算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

午後 1 時 03 分 休憩

午後 1 時 12 分 開議

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

休憩中、予算審査特別委員会が開かれ正副委員長を互選し、その結果が届いておりますのでご報告いたします。

委員長に、樋口英一議員、副委員長に、甲村 聡議員。

以上であります。

日程第 5 . 議案第 45 号から同第 55 号まで

○議長（倉又 稔君）

日程第 5、議案第 45 号から同第 55 号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第４５号は、平成２２年度国民健康保険事業特別会計予算でありまして、予算総額は、歳入歳出それぞれ４億６，７００万円で、前年度比１．３％の減といたしております。

議案第４６号は、平成２２年度国民健康保険診療所特別会計予算でありまして、予算総額は、歳入歳出それぞれ１億２，０５０万円で、前年度比２％の増といたしております。

議案第４７号は、平成２２年度老人保健医療特別会計予算でありまして、予算総額は、歳入歳出それぞれ２億４０万円で、前年度比５８．６％の減といたしております。

老人保健医療制度が廃止され、後期高齢者医療制度へ移行しておりますが、現在でも過誤請求等に対する医療費の支払いが発生するため今年度まで特別会計を設置し、給付を行うものであります。

議案第４８号は、平成２２年度後期高齢者医療特別会計予算でありまして、予算総額は、歳入歳出それぞれ１億１，３７０万円で、前年度比８．２％の減といたしております。

議案第４９号は、平成２２年度介護保険事業特別会計予算でありまして、予算総額は、歳入歳出それぞれ４億９，４２０万円で、前年度比５．２％の増といたしております。

議案第５０号は、平成２２年度柵口温泉事業特別会計予算でありまして、予算総額は、歳入歳出それぞれ２億７，５７０万円で、前年度比０．４％の増といたしております。

議案第５１号は、平成２２年度有線テレビ事業特別会計予算でありまして、予算総額は、歳入歳出それぞれ２億４，９９０万円で、前年度比１４．２％の増といたしております。

議案第５２号は、平成２２年度公共下水道事業特別会計予算でありまして、予算総額は、歳入歳出それぞれ３億２，３１０万円で、前年度比２６．７％の減といたしております。

議案第５３号は、平成２２年度集落排水・浄化槽事業特別会計予算でありまして、予算総額は、歳入歳出それぞれ３億１，９６０万円で、前年度比０．４％の増といたしております。

議案第５４号は、平成２２年度簡易水道事業特別会計予算でありまして、予算総額は、歳入歳出それぞれ２億９，４１０万円で、前年度比４４．４％の減といたしております。

議案第５５号は、平成２２年度集合支払特別会計予算でありまして、予算総額は、歳入歳出それぞれ５億４，９３０万円で、前年度比５．２％の減といたしております。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

日程第 6 . 議案第 5 6 号及び同第 5 7 号

○議長（倉又 稔君）

日程第 6、議案第 5 6 号及び同第 5 7 号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第 5 6 号は、平成 2 2 年度水道事業会計予算でありまして、収益的収支では、収入額を 5 億 9,344 万 7,000 円、支出額を 4 億 9,851 万 4,000 円といたしております。

また、資本的収支では、収入額を 2 億 6 7 1 万 3,000 円、支出額を 6 億 5,818 万 6,000 円といたしております。

議案第 5 7 号は、平成 2 2 年度ガス事業会計予算でありまして、収益的収支では、収入額を 1 2 億 1,133 万 5,000 円、支出額を 1 4 億 1,606 万円といたしております。

また、資本的収支では、収入額を 9,888 万 9,000 円、支出額を 3 億 3,574 万円といたしております。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

日程第 7 . 議案第 2 1 号及び同第 3 2 号

○議長（倉又 稔君）

日程第 7、議案第 2 1 号及び同第 3 2 号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 2 1 号は、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてでありまして、市町合併により川口町及び小千谷地域広域事務組合が同事務組合を脱退するため規約の変更を行いたいものであります。

議案第 3 2 号は、新潟県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてでありまして、市町合併によりまして、川口町が同広域連合を脱退するため規約の変更を行いたいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については会議規則第 3 7 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略することにいたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第 2 1 号、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第３２号、新潟県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第８．議案第４号から同第１２号まで、議案第２２号から同第２４号まで、
議案第３７号及び同第３８号

○議長（倉又 稔君）

日程第８、議案第４号から同第１２号まで、議案第２２号から同第２４号まで、議案第３７号及び同第３８号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第４号は、職員定数条例の一部改正についてでありまして、組織機構の見直しに伴い、部局ごとの定数の変更を行いたいものであります。

議案第５号は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでありまして、退職手当審査会の設置に伴い、所要の改正を行いたいものであります。

議案第６号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についてであります。

労働基準法の改正に伴い、時間外勤務手当の支給について、所要の改正を行いたいものであります。

議案第７号は、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてであります。

３つの特殊勤務手当を廃止するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第８号は、職員の退職手当に関する条例等の一部改正についてであります。

国家公務員退職手当法の改正内容に準拠し、所要の改正を行いたいものであります。

議案第９号は、男女共同参画推進委員会条例の一部改正についてでありまして、組織機構の見直

しに伴い、所管課の変更を行いたいものであります。

議案第 10 号は、基金条例の一部改正についてでありまして、地域活性化生活対策基金を廃止するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 11 号は、博物館条例の一部改正についてでありまして、音声ガイド機器の使用料を新たに定めるための所要の改正を行いたいものであります。

議案第 12 号は、消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてでありまして、費用弁償の支給方法について他の非常勤特別職と同様の取り扱いとするため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 22 号は、辺地に係る総合整備計画の変更についてでありまして、西飛山地区及び小滝地区の施設整備の見直しに伴い、計画を変更したいものであります。

議案第 23 号は、字の変更についてでありまして、国土調査事業に伴い大字鬼舞の字混在箇所を整理したいものでありまして、地方自治法の規定により議会の議決をお願いしたいものであります。

議案第 24 号は、契約の締結についてでありまして、糸魚川東小学校校舎耐震改修等工事請負契約を締結したいものであります。

契約金額は 1 億 8,816 万円で、契約の相手方は、谷村・創和特定共同企業体であります。

議案第 37 号は、平成 21 年度柵口温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）でありまして、歳入歳出それぞれ 1,742 万 9,000 円を減額し、総額 2 億 5,707 万 1,000 円といたしております。

議案第 38 号は、平成 21 年度有線テレビ事業特別会計補正予算（第 1 号）でありまして、歳入歳出それぞれ 127 万 9,000 円を追加し、総額を 2 億 2,017 万 9,000 円といたしております。

以上であります、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第 9 . 議案第 13 号、議案第 14 号、議案第 25 号、議案第 26 号
及び議案第 39 号から同第 43 号まで

○議長（倉又 稔君）

日程第 9、議案第 13 号、議案第 14 号、議案第 25 号、議案第 26 号及び議案第 39 号から同第 43 号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第１３号は、都市計画審議会条例の一部改正についてでありまして、組織機構の見直しに伴い、所管課の変更を行うものであります。

議案第１４号は、市営住宅条例の一部改正についてであります。

生活保護世帯の居住の安定を図るため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第２５号は、市の区域内に新たに生じた土地の確認についてであります。

大字筒石字潜岩２８４０番地先の公有水面において、筒石漁港埋立工事が完了したことから、地方自治法の規定により議会の議決をお願いいたしたいものであります。

議案第２６号は、字の変更についてでありまして、議案第２５号の新たに生じた土地について字を定めるため、地方自治法の規定により議会の議決をお願いいたしたいものであります。

議案第３９号は、平成２１年度公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）でありまして、歳入歳出それぞれ１億２，０４６万４，０００円を減額し、総額を４３億６，８７２万円といたしております。

なお、繰越明許費並びに地方債の補正は、それぞれ第２表、第３表のとおりであります。

議案第４０号は、平成２１年度集落排水・浄化槽事業特別会計補正予算（第２号）でありまして、歳入歳出それぞれ１，７７２万円を減額し、総額３億８３万１，０００円といたしております。

なお、地方債の補正は、第２表のとおりであります。

議案第４１号は、平成２１年度簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）でありまして、歳入歳出それぞれ３１０万円を追加し、総額５億３，１９０万円といたしております。

なお、地方債の補正は、第２表のとおりであります。

議案第４２号は、平成２１年度水道事業会計補正予算（第２号）でありまして、収益的支出では３８万１，０００円を追加し、総額を４億９，５０７万１，０００円といたしております。

議案第４３号は、平成２１年度ガス事業会計補正予算（第２号）でありまして、収益的支出では７１万４，０００円を追加し、総額を１１億４，７５７万５，０００円といたしております。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、建設産業常任委員会に付託いたします。

日程第 10 . 議案第 15 号から同第 20 号まで、議案第 27 号から同第 31 号まで
及び議案第 34 号から同第 36 号まで

○議長（倉又 稔君）

日程第 10、議案第 15 号から同第 20 号まで、議案第 27 号から同第 31 号まで及び議案第 34 号から同第 36 号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 15 号は、障害者社会参加促進センター条例の廃止についてであります。

ささゆり作業所を譲与するとともに、ささゆり東作業所を閉所するため条例を廃止するものであります。

議案第 16 号は、健康づくりセンター条例の制定についてでありまして、平成 22 年度中に指定管理者の選定を行い、平成 23 年度に同センターを供用開始いたしたいため、新たに条例を制定いたします。

議案第 17 号は、国民健康保険税条例の一部改正についてでありまして、国民健康保険税条例の税率及び軽減額を変更するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 18 号は、児童デイサービス施設条例の一部改正についてでありまして、めだか園の利用者の負担を軽減するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 19 号は、糸魚川市診療所条例の一部改正についてでありまして、能生国保診療所の医師交代に伴い診療科目の変更及び診療報酬を改定するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 20 号、後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでありまして、保険料の徴収に当たり特例措置を設けるため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 27 号は、財産の取得についてでありまして、糸魚川市火葬場整備に伴い事業用地を確保したいものであります。

取得面積は 1 万 6 2 9 . 3 6 平方メートル、取得予定額は 4 , 0 0 7 万 3 , 6 7 6 円であります。

議案第 28 号は、財産の譲与についてであります。

市所有建物である糸魚川総合病院在宅介護支援センターを、新潟県厚生農業協同組合連合会に無償で譲与したいので、地方自治法の規定により議会の議決をお願いいたしたいものであります。

議案第 29 号は、財産の譲与についてでありまして、市所有建物であるささゆり作業所を、社会福祉法人奴奈川福祉会に無償で譲与したいので、地方自治法の規定により議会の議決をお願いいたしたいものであります。

議案第 30 号は、契約の締結についてでありまして、糸魚川市健康づくりセンター建築工事の工事請負契約を締結いたしたいものであります。

契約金額は、３億４，１２５万円で、契約の相手方は、創和ジャステック・田辺・猪又特定共同企業体であります。

議案第３１号は、契約の締結についてでありまして、糸魚川市健康づくりセンター機械設備工事の工事請負契約を締結いたしたいものであります。

契約金額は、１億９，７４０万円で、契約の相手方は、田辺工業株式会社青海支店であります。

議案第３４号は、平成２１年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）でありまして、歳入歳出それぞれ１億１６５万６，０００円を減額し、総額を４９億６，１５２万７，０００円といたしております。

議案第３５号は、平成２１年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）でありまして、歳入歳出それぞれ４，６３６万４，０００円を減額し、総額を１０億３，０４５万３，０００円といたしております。

議案第３６号は、平成２１年度介護保険事業特別会計補正予算（第３号）でありまして、歳入歳出それぞれ２億７６０万３，０００円を追加し、総額を５０億４，１７６万２，０００円といたしております。

以上であります、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、市民厚生常任委員会に付託いたします。

日程第１１．議案第３３号

○議長（倉又 稔君）

日程第１１、議案第３３号、平成２１年度糸魚川市一般会計補正予算（第１０号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第３３号は、平成２１年度一般会計補正予算（第１０号）でありまして、歳入歳出それぞれ１億７，４１７万７，０００円を減額し、総額３２億９，２２７万４，０００円といたしております。

今回の補正は、事業の整理補正が主なものでありますが、歳出の主なものは、２款、総務費では、

財政調整基金積立金の追加と、地域情報ネットワーク事業の減額、３款、民生費では、高齢者おでかけ支援事業、及び民営保育所運営事業の減額であります。

４款、衛生費では、新型インフルエンザ予防接種事業、及び一般廃棄物最終処分場適正化事業の減額、５款、労働費では、勤労青少年ホーム事業の減額であります。

６款、農林水産費では、県営一般農道整備事業の追加、及び林道開設事業、水産業施設整備事業の減額、７款、商工費では、中小企業向け資金貸付事業、及び観光案内板整備事業の減額であります。

８款、土木費では、糸魚川駅駐車場等整備事業の追加、及び道路新設改良事業中央大通り線第３期整備関連市道改良事業の減額、９款、消防費では、防災行政無線整備事業の追加であります。

１０款、教育費では、糸魚川中学校体育館改築事業、及び埋蔵文化財発掘調査事業の減額、１１款、災害復旧費では、県営現年農業用施設災害復旧事業、及び現年林道施設災害復旧事業の減額、１２款、公債費では、市債償還元金の減額であります。

次に、歳入の主なものは、国庫支出金の追加、及び県支出金、諸収入並びに市債の減額であります。

なお、繰越明許費、債務負担行為、並びに地方債の補正は、それぞれ第２表、第３表、第４表のとおりであります。

以上であります、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

付託区分については、お手元に配付してあります議案付託表によりご了承願います。

日程第１２．請願第１号から同第３号及び陳情第２号

○議長（倉又 稔君）

日程第１２、請願第１号から同第３号及び陳情第２号を一括議題といたします。

本定例会において本日まで受理した請願、陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおりであります。

ただいま議題となっております請願第１号、請願第２号及び陳情第２号は、建設産業常任委員会に、請願第３号は、市民厚生常任委員会に付託いたします。

日程第１３．発議第１号

○議長（倉又 稔君）

日程第１３、発議第１号、糸魚川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高澤 公議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

高澤議員。〔１９番 高澤 公君登壇〕

○１９番（高澤 公君）

それでは、発議第１号の提案理由の説明を行います。

糸魚川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、提出者、私、高澤 公、賛成者として伊井澤一郎議員、同じく松尾徹郎議員ということで、地方自治法第１１２条及び糸魚川市議会会議規則第１４条の規定により、倉又議長に提出するものであります。

提案理由を述べますので、よろしくお願いいたします。

本日冒頭の議会運営委員会報告で申し上げましたとおり、昨年の１２月定例会において、糸魚川市行政組織条例の一部を改正する条例が可決されたことに伴いまして、本年４月１日から部などの名称が変わりますことから、変更になります常任委員会の所管の部などの名称の改正を行いたいものでございます。

議員各位のご理解をお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については会議規則第３７条第３項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第１号、糸魚川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で、本日の全日程が終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 1 時 4 4 分 散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+